

後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額介護合算療養費について～

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市区町村窓口への申請が必要となります。

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

○支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3 割	現 役 並 み 所 得 者 (※1)		【課税所得690万円以上】 212万円
			【課税所得380万円以上】 141万円
			【課税所得145万円以上】 67万円
1 割	一 般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※2)	31万円
		区分Ⅰ(※3)	19万円

※1 現役並み所得者の限度額は、平成30年8月以降から変更となります。

※2 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※3 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または高齢福祉年金を受給している方

■高額介護合算療養費勧奨通知の発送時期について

高額介護合算療養費の勧奨通知は、支給対象となる方に例年1月～2月に発送していましたが、平成29年度分（計算対象期間：平成29年8月1日～平成30年7月31日）は、3月～4月に発送予定です。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 ☎011-290-5601

町民課 戸籍医療年金係

☎2-2453

集まれ！★第37回長万部町身体障がい者レクリエーションのお知らせ★

毎年好評をいただいております、身体障がい者レクリエーションが今年も行われます。

日頃の運動不足を解消し健康な生活を送るため、また、楽しい思い出をつくり元気になるため、ぜひともお誘い合わせのうえ参加願います。涙あり、笑いありの感動のレクリエーションになることは間違いありません！（参加賞もあります。）

ただし、身体障がい者手帳をお持ちでない方は、残念ながら参加できませんのでご容赦願います。

また、準備の都合もございますので、参加できる方は下記までご連絡願います。

- 日 時 平成31年2月26日(火) 午後1時30分から（2時間程度を予定）
- 場 所 長万部町福祉センター
- 内 容 簡単で楽しいレクリエーション
- 申 込 先 保健福祉課介護障がい者支援係 ☎2-2454
- 申込期限 平成31年2月15日(金)
- 送 迎 町の公用車で送迎します。送迎の時間などは申込取りまとめ後、別にご連絡します。



次の方には別途ご案内を郵送いたします。

- ・平成30年中に新しく身体障害者手帳を交付された方
- ・昨年度参加された方